

平成28年11月30日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、遺族厚生年金の支給を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、老齢厚生年金の受給権者であったA（以下「亡A」という。）が平成〇年〇月〇日に死亡したので、平成〇年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対し、亡Aの妻であるとして、遺族厚生年金の裁判を請求した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時、請求者が850万円以上の収入（655.5万円以上の所得）を将来にわたって有すると認められるため、死亡者によって生計を維持していた遺族とは認められない。」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

3 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服の理由は、本裁決書に添付した別紙に記載のとおりである。

第3 問題点

1 老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合で、死亡した者（以下「死亡者」という。）の配偶者であって、死亡者の死亡の当時、死亡者によって生計を維持したものに遺族厚生年金が支給される。そして、死亡者によって生計を維持した配偶者とは、死亡者と生計を同じくしていた配偶者であって、年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得（以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。）を将来にわたって有すると認

められる者以外のものとされている（厚生年金保険法第58条第1項第4号、第59条、厚生年金保険法施行令第3条の10並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知。以下「本件通知」という。）。

2 本件においては、亡Aがその死亡の当時、老齢厚生年金の受給権者であったこと、及び、請求人が亡Aの妻であり、その死亡の当時、亡Aと生計を同じくしていた者であることについては、本件記録から明らかであり、この点についての当事者間の争いはないと認められるところ、請求人は、前記第2の2記載の理由で遺族厚生年金を支給しない旨の処分がされたことを不服としているのであるから、本件の問題点は、本件における具体的な事実関係に照らして、亡Aの死亡の当時において、請求人が、基準額以上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものに該当することが認められないかどうか、ということである。

第4 事実の認定及び判断

1 本件記録及び本件手続の全趣旨によれば、次の事実を認定することができる。（略）

2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 保険者は、遺族厚生年金の受給要件たる生計維持関係の認定について、本件通知を定めており、生計同一要件及び収入要件を満たす場合に、死亡者と生計維持関係があるものと認定する（ただし、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りでない。）とした上、収入要件については、受給権発生の日、すなわち、死亡者の死亡の当時において、「次のいずれかに該当する者は、厚生労働大臣の定める金額（年額850万円）

以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者に該当するものとする。」と定め、次の①から④までの要件を列挙している。すなわち、①前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあっては、前々年の収入）が年額850万円未満であること、②前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあっては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であること、③一時的な所得があるときは、これを除いた後、上記①又は②に該当すること、④上記①、②又は③に該当しないが、定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となることが認められることを必要としている。

- (2) 上記のような基準は、一般的・基本的なものとして、相当と解されるところ、本件をこれに照らしてみると、まず、亡Aが死亡したのは平成〇年〇月〇日であるから、その前年である平成〇年分の請求人の収入についてみると、上記1の(2)によれば、請求人が上記収入要件の①ないし③に該当しないことは明らかである。
- (3) 次に、請求人が上記収入要件の④に該当するかどうかについて検討する。

請求人が、上記収入要件の①ないし③に該当しないのは、請求人が〇〇市議会議員としての報酬を受けているからであり、請求人が主張するように、亡Aの死亡の前に、同市議会議員の次期改選期（平成〇年）後において、請求人が同市議会議員の職にないことが確定していると認められるのであれば、上記収入要件の④に該当する余地があるものといえるところ、上記収入要件の④は、上記のとおり、「近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満又は所得が655.5万円未満となると認められること」とされ、その事情として

「定年退職等」を掲げ、「退職等」とは掲げられていない。これは、死亡者の死亡時において、基準額以上の収入又は所得を得ている生計維持認定対象者が、その死亡後においても、引き続き上記収入又は所得を確保できる地位又は財産を有するにもかかわらず、上記収入又は所得を確保できる地位から離れ、又は財産を手放すことにより、上記収入又は所得を得ることができないこととなつても、そのような場合は、死亡者の死亡について保険給付を行うことによりその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという、厚生年金保険による保険給付の保障の外に置く趣旨であると解される。本件通知は、例示として「定年退職等」を掲げているのであるが、それは、雇用又は委任若しくは委任類似の法律関係において当該法律関係終了の時として通常合意されている（法令、就業規則等による定めを含む。）「定年」を掲げることにより、特定の時期が確定期限とされており、生計維持認定対象者の意思いかんにかかわらず、その期限の到来により当然、かつ、確実に上記収入又は所得を得る地位を失う事情があることをもって、上記(1)の①、②及び③の要件に該当しない場合においても、当該生計維持認定対象者が収入要件を満たすものとして取り扱う趣旨であると解される。

これを踏まえて検討するに、本件記録及び本件手続の全趣旨によれば、請求人は、上記(1)の収入要件の④にも該当しないとするのが相当である。すなわち、請求人は、亡Aの死亡前に、〇期目の当選に向けての平成〇年の〇〇市議会議員選挙（以下「〇期選挙」という。）に立候補しないことを決定しており、同市議会議員の任期満了となる平成〇年〇月〇日には失職し、同市議会議員に係る報酬はなくなるのであるから、亡Aの死亡後〇年内に、請求人の所得及び収入は基準額

未満になる見込みであると主張し、上記1の(4)及び(5)の合計6通の書面を提出するのであるが、それら6通の書面はいずれも亡Aの死亡後に作成されたもの（上記1の(4)は作成日の記載はないものの、「亡夫」の記載があることから亡Aの死亡後に作成されたものと推認される。）である。また、上記1の(4)並びに(5)のアないしウ及びオの各書面の記載内容からは、請求人が、〇期目の当選に向けての〇〇市議会議員選挙（以下「〇期選挙」という。）に立候補する前に、〇期選挙には立候補しないことを本件後援会関係者等に表明していたことはうかがわれるものの、仮に、請求人が〇期選挙前に〇期選挙に立候補しないことを表明していたとしても、実際に〇期選挙に立候補するかしないかは、その表明から〇年先の話であり、請求人を取り巻く環境や事情の変化により、請求人の立候補の有無についての決意に変更がないとはいきれないものというべきである。つまり、請求人は、〇期選挙に立候補しない事由あるいは〇期選挙に立候補できない事由として、(ア) 亡Aが選挙資金等の資金繰りや本件後援会組織の運営を取り仕切っていたこと、(イ) 本件後援会役員の高齢化により同組織の維持ができないこと、(ウ) 請求人の年齢及び体力の限界などを主張するのであるが、(ア)及び(イ)については、亡Aが他界したこと及び本件後援会役員の高齢化は認められるものの、〇〇市議会議員をすでに〇期務め、〇期選挙にも当選し、請求人の同市議会議員としての功績・実績が有権者から広く認められ、上記1の(5)の才に認められるような応援・支持もあるような状況の中、本件後援会の体制整備をする期間としても少なくとも3年以上あると認められるのであり、その間に本件後援会の体制整備ができないとするまでの客観的事由も認められないのであるから、亡Aが他

界したこと及び本件後援会役員の高齢化をもって、〇期選挙への立候補を不可能とする事由とは認められないというべきである。(ウ)についても、〇期目の同市議会議員の任期もこれまでと同等以上の活躍と貢献を目指していることがうかがわれる請求人に、年齢や体力の限界をうかがわせるような客観的事実が存在することを本件記録からは確認できないし、〇期選挙時の〇歳という年齢自体、そのようなことを当然に懸念しなければならない年齢とまではいえず、この主張も認められないというべきである。本件記録を精査しても、他に、請求人が〇期選挙に立候補できないことを客観的に確認できる資料は認められないであるから、〇期選挙に立候補できないとする請求人の主張は認められないとするのが相当である。また、上記1の(4)並びに(5)のア及びウによれば、請求人が〇期選挙への立候補を最後とし〇期選挙に立候補しないと表明するに至った契機は、B会長による本件後援会の新しいメンバーによる体制づくりの提案であり、「〇期目不出馬の原因としては、後援会長から「今後を考え、若い体制で準備をして欲しい」との相談があり、ご自身、深く今後を考えられた事」との記載からも、〇期選挙に立候補しないとの表明は、B会長の同提案を受けた後に、請求人が検討して出したものであることがうかがわれるのであり、請求人を取り巻く環境や事情の変化により、請求人の立候補の有無についての決意に変更がないとはいきれないとするのが相当である。そうすると、上記のとおり、特定の時期が確定期限とされ、生計維持認定対象者の意思いかんにかかわらず、その期限の到来により当然、かつ、確実に基準額以上の収入又は所得を得る地位を失う事情があることをもって、上記収入要件の④を満たすものとして取り扱うのであるから、請求人の〇〇市議会議

員の任期は平成〇年〇月〇日までであるものの、請求人が〇期選挙に立候補しないあるいは立候補できないことが確定しているとは認められず、同日をもって、同市議会議員の職を失い、同市議会議員報酬がなくなることが確定しているとまでは認められないというべきであるから、請求人が上記収入要件の④に該当しているとは認められないというべきである。

なお、請求人は、同人の選挙戦のライバルであるc議員作成の上記1の(5)のエの書面を示して、請求人及びc議員が、ともに次期〇〇市議会議員選挙には立候補せず、両名の後継者を発掘するための取組についても同議員と合意している旨主張するのであるが、同議員との合意が、亡Aの死亡前であったと認めるに足る客観的資料は確認できないし、その取組が本格化するのも平成〇年度以降のことであり、実際に当該取組が稼働しているとはいえないのであり、当該合意をもってしても、上記の判断は左右されない。また、請求人は、亡Aの収入によりこれまで生計を維持し、議員報酬は、議員活動と選挙資金に充当していたとし、亡Aの収入がなければ、議員活動もできないとも主張し、さらに審理期日において、亡Aが経営していた会社が平成〇年〇月に倒産し、その法的手続等でさらに経済的状況は厳しくなった旨陳述するのであるが、請求人の議員報酬が、他の〇〇市議会議員に比べて、低額であったとする事実も認められないとし、当該倒産は、亡Aの死亡後に生じたものであり、亡Aの死亡時において、確定的なものとなっていたとの主張もないであるから、この主張をもってしても、上記の判断を変えることはできない。

(4) 以上によれば、請求人は、上記収入要件の①ないし④のいずれにも該当しているとは認められず、亡Aの死亡の当時において、請求人が、基準額以

上の収入又は所得を将来にわたって有すると認められる者以外のものに該当するとは認められない。したがって、請求人は亡Aと生計維持関係があるものとは認められないであるから、請求人に、亡Aの死亡に係る遺族厚生年金を支給しないとした原処分は妥当であり、請求人の再審査請求は、理由がなく、棄却するのが相当というべきであり、主文のとおり裁決する。